

武雄市国土利用計画

(第 2 次)

(案)

令和元年 月

佐賀県武雄市

目 次

前文	1
----	---

第1 市土の利用に関する基本構想

1. 市土利用の基本方針	
（1）基本理念	2
（2）基本方針	2
2. 地域類型別の市土利用の基本方向	
（1）都市地域	4
（2）農村・山間地域	5
（3）自然維持地域	6
3. 利用区分別の市土利用の現況と基本方向	
（1）農用地	6
（2）森林	7
（3）水面・河川・水路	8
[ア 水面 / イ 河川 / ウ 水路]	
（4）道路	10
（5）宅地	11
[ア 住宅地 / イ 工業用地 / ウ その他の宅地]	
（6）その他	13
[ア 公用・公共用施設 / イ 観光・レクリエーション等施設]	

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	15
(利用目的に応じた区分ごとの規模の目標)	16
2. 地域別の概要	
（1）中央平坦地域	16
（2）北部地域	18
（3）南部地域	19
（4）東部地域	20
（5）西部地域	21

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- (1) 公共の福祉の優先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (2) 土地利用に関する法律等の適切な運用・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (3) 市土の保全と安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (4) 持続可能な市土の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- (5) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保・・・・・・・・ 2 4
- (6) 土地の有効利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- (7) 土地利用転換の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- (8) 市土に関する調査の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- (9) 計画の効果的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、武雄市における健康で文化的な生活環境の確保と本市の区域内における国土（以下本計画において「市土」という）の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、市土の総合的かつ計画的な利用の促進を図ることを目的として、市土の利用に関する基本的事項について定めた計画であり、他の市土の利用に関するすべての計画の指針とするものです。

この計画は、今後の市土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要が生じた場合は適宜検討を行い、見直しを行うものとします。

第1 市土の利用に関する基本構想

1. 市土利用の基本方針

(1) 基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、市民の生活及び生産等諸活動の共通の基盤であります。このため市土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に進めます。

(2) 基本方針

市土利用にかかる諸条件をみると、本市の人口は、生産年齢人口の減少、死亡者数が出生数を上回る自然減の影響などで減少しつつあります。人口減少が進展すると、土地利用の効率が低下し、市街地の空洞化、低・未利用地や空き家の増加、集落の維持が困難になるなどが懸念されます。このような状況の中、本市の特徴である広域的な高速交通基盤や「温泉地」のイメージを活用しながら、生産・流通基盤、生活・都市基盤等を整備し、市土を荒廃させない取り組みを進めていく必要があります。今後とも経済成長を維持し、市民が豊かさを実感できる市土づくりを目指す観点から、さらに市土の有効利用を図る必要があります。

また、農村部・山間部では、高齢化の進展とともに市土資源の管理水準の低下等が懸念されます。しかしながら、人々のライフスタイル、生活にかかる価値観の多様化が進み、田園生活や田舎暮らしが一定の評価を得ており、都市部からの移住促進の風潮が高まっています。この機会をとらえ、自然環境と美しい景観等の保全・再生・活用を進めつつ、持続可能な市土の利用を進めていく視点が重要になっています。

近年、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、気候変動によりさらに極端化・頻発化することが予想され、災害に対する市土の安全性への要請が高まっています。地域の特性を踏まえ、防災・減災対策の強化、災害リスクの高い地域に対して土地利用の適切な制限などの取り組みを進めていく必要があります。

このため、限られた市土資源の有効利用を図りつつ、市土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要の量的な調整を行うとともに、地域特性を活かした土地利用と時代の要請に対応した効率的な土地利用を推進し、市土利用の質的向上を図ります。

本計画は、「地域の特性を活かした市土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する市土利用」、「安全で安心できる市土の構築」の3つを基本方針とし、市土の安全性を高め持続可能で豊かな市土を形成する市土利用を目指します。

ア 地域の特性を活かした市土地利用の推進に関しては、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等を踏まえつつ、本市のもつ交通基盤、地理的な優位性を十分生かした土地利用を促進します。また、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、地域の活性化と土地利用の効率化を図ります。

一方、人口の低密度化が進んでいる地域においては、これに応じた公共サービスのあり方や自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、市土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集約化を推進し、荒廃の発生防止及び解消と効率的な土地利用を図ります。また、市土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持または回復を図ります。

また、森林、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低く、生態系や健全な水循環、景観等に影響を与え、浸水、水害リスクの上昇につながることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要となります。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や、所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策の検討も必要となります。

イ 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する市土地利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、市民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進します。

また、持続可能で魅力ある市土づくりを進めるため、地域における再生可能な資源・エネルギーの確保と、循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する必要があります。自然公園などの自然資源、農山村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれてきた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出等を通じて、都市や農山村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、都市からの移住や「二地域居住」など人の流れの拡大を図ります。

さらに、美しい農山村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。あわせて、地域温暖化への対応や水循環の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取り組みを進めます。

ウ 安全・安心できる市土利用については、適切な防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限する必要があります。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギー、ライフライン等の多重性や代替性の確保を図ります。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースや遊水地の確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ市土保全機能の向上など、地域レベルから市土レベルまでのそれぞれの段階における取り組みを通じて市土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな市土を構築します。

さらに、防災対策を推進していくためには、地域コミュニティ全体がそれぞれの市土の持つ災害リスクを正しく認識する必要があります。本市は、全国的にみても高いコミュニティ力を持っていることから、その特徴を防災の情報共有等に活かすことで更に高い防災体制が実現可能となるため、地域コミュニティ力の維持が必要となります。

エ このような取り組みを進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、全ての市土について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要があります。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、市土を荒廃させない取り組みを進めていくことが一層重要となります。

市土の適切な管理は、市土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮します。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、市土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、市土の適切な管理を行っていくことが必要となります。

また、適切な管理を続けていくことが困難な中山間地域の荒廃農地などの市土については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生など新たな用途を見出すことで市土を荒廃させず、むしろ市民にとってプラスに働くような最適な土地利用を選択するように努めます。

2. 地域類型別の市土利用の基本方向

(1) 都市地域

広域的な高速交通体系の整備など様々な機能が集積し、佐賀県西部地域における中心都市として重要な役割を担っています。都市部においては、昭和44年度から土地区画整理事業に取り組み、商業施設の立地、行政機関の集積など南部地区における市街地の拡大を進めて

きました。

一方で、都市機能、施設が南部市街地へ移転したことやモータリゼーションの進展、サービスの多様化などにより、北部市街地の空洞化が進んでいます。しかし、線路により2分化されてきました市街地が、JR佐世保線の鉄道高架事業や武雄北部土地区画整理事業が実施されたことにより一体化が図られています。

また、南北市街地の一体化を進めるための導線の確保として、都市計画道路の整備を併せて実施しており、これらの都市施設の整備により、ゆとりと落ち着きを感じる魅力ある市街地を形成します。

九州新幹線西九州ルートは武雄温泉駅での対面乗換方式（リレー方式）での暫定開業に向けて着々と整備が進められています。これにあわせ、「西九州のハブ都市」を目指し、駅南口広場の整備を行っており、観光やビジネスなど様々な分野で大きな波及効果が期待されます。あわせて、渋滞区域の解消及び産業の振興のため国道34号武雄バイパスの整備を促進するとともに、沿道の基盤整備を進め、活力ある市街地を形成します。

市民の安全に対する要請も強く、交通体系の見直しや排水対策を進めるとともに、住居系・商業系・工業系等の機能をバランスよく配置することにより、市街地の安全性を高めます。安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・市土構造を形成します。

また、本市は「温泉地」のイメージが定着しています。来訪者にとって歴史や文化が感じられる都市景観の整備や生活環境の整備により、自然環境と調和した機能的でかつ安全・快適な居住環境を形成します。

これらの取り組みにより、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、市街地の活性化など、まちのにぎわいを取り戻すため、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するよう努めます。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図ります。さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

（2）農村・山間地域

六角川・松浦川とこれらの支川流域に農地が形成され、特に橘町及び北方町の一部においては比較的まとまった平野が発達しています。

平坦部の農地については、圃場整備等の生産基盤が整備されていますが、農家一戸当たりの農業粗生産額は低く県平均を下回っている状況です。このような中で、高収益性園芸作物づくりの推進やそのための施設整備、地域の特性を活かした産地形成の促進など収益性の高い農業を展開し、雇用促進や就業機会の確保及び所得向上を図り、健全な地域社会の構築に努めます。また、土地利用型作物の振興については、優良農地の確保や集約化を図り、高収量、高品質、特色ある農産物づくりを進めるなど、地域の自然的条件、土地条件に適合した

生産振興を図ります。

しかし、その一方で、農業就業者の高齢化及び後継者不足から耕作放棄地が増えつつあります。農地の荒廃は、市土保全・農村環境に影響を及ぼす重大な要因であるため、農業の担い手への農地の集約化、農地の良好な管理保全を進めることによって、持続可能な市土の形成に努めます。また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を集約し、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることが有効となります。

森林についても、資源の循環利用や適切な整備などの計画的な森林施業により、水源涵養や災害防止など森林が持つ公益的機能が十分発揮されるよう保全に努めます。

また、市民の自然とのふれあい指向が高まるなかで、農業体験交流や新規就農者などを受け入れるための条件整備を推進します。

このような取り組みは、地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食糧供給等にも貢献することが期待されます。農山村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

(3) 自然維持地域

本市は、黒髪山県立自然公園、八幡岳県立自然公園という2つの優れた自然公園を有しています。自然公園区域は、優れた自然の風景地で、動物や植物などの宝庫であり、日常では体験できない「うるおい、やすらぎ」を与えてくれます。

また、一級河川六角川・松浦川の上流部に位置し、特有の河川環境を有しています。特に、六角川は、有明海を感じることができる河川で、高橋排水機場自然観察園では生物の観察ができます。

このような自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生動植物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合に、再生を図ること等により、適正に保全します。

適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取り組みを社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

3. 利用区分別の市土利用の現況と基本方向

(1) 農用地

■ 市土利用現況 ■

農用地については、市街地周辺地域、平坦地域、山間地域それぞれの地域の自然条件や社会経済的条件に応じた特色ある農業の展開による効率的な利用と生産性の向上が課題となっています。

武雄町・朝日町の一部である都市計画用途地域周辺については、次第に都市化しつつあり、効率的な土地利用が望まれます。

六角川・松浦川流域に広がる平坦地は、極めて肥沃でしかも生産性の高い農用地が広がり、圃場整備事業(2,103ha)が完了し、農業生産基盤が確立されています。

山間部は、谷間や小川に沿った棚田・谷田等が多く、生産基盤の整備が遅れている地域です。農業就業者については高齢化が進んでおり、耕作放棄地も増加していくおそれもあるため、今後は、保全対策を実施しながら、就業意欲の向上に努めていく必要があります。

また、都市と農村との住民の交流を促進し、農業に対する理解と協力が得られるような社会環境の整備による活力ある農村づくりが求められています。

■ 基本方針 ■

- 武雄町・朝日町の一部である市街地周辺については、次第に都市化しつつあり、住宅開発などとの調整を図り、効率的な土地利用を進めます。
- 農用地の効率的利用のために、農道や水路などの農業生産基盤の整備を進め、優良農地の確保に努めます。
- 農業の有する多面的機能を持続的に発揮させるために、不断の良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集約化を進めます。
- 中山間地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担の在り方を検討します。

(2) 森林

■ 市土利用現況 ■

森林については、温室効果ガスの吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等に考慮し、適正な森林施業による収益性の高い林業経営が求められています。また、本市の林業経営は、農林家を主体とする小規模、兼業が多く、また資産的保有の形態も見られます。

健全な森林育成により、森林のもつ公益的機能である水源の涵養、災害の防止、自然環境の保全機能を高め市土の保全に努める必要があります。

また、市民の自然とのふれあい、健康づくり、自然体験・学習などレクリエーション空間としての活用が求められています。

■ 基本方針 ■

- 林業経営の生産性向上を図るため基盤整備を促進します。
- 森林の持つ公益的機能が十分図られるように保安林の指定、維持管理に努めます。
- 体験・学習の場としての保養村活用や柏岳、繁昌ダムを一带とした市民が自然を体

験できる里山の活用を進めます。

- 大規模な開発や土石採取など著しく自然環境に影響を与える開発については、適正な指導・監督に努めます。
- 原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等、自然環境の保全を図るべき森林については、その適切な維持・管理を推進します。

(3) 水面・河川・水路

ア 水面

■ 市土利用現況 ■

水面については、松浦川水系の川古川上流に本部ダム、蜂ノ巣川上流に水尾ダム、狩立川上流に狩立・日ノ峯ダム、六角川水系武雄川上流に淵ノ尾ダム・踊瀬ダム、高橋川上流に繁昌ダム、六角川上流に矢筈ダム、庭木川上流に庭木ダムが建設され、さらに市内を流れる河川の支流の頂部には、大小421箇所のため池が点在しています。

踊瀬ダム、淵ノ尾ダム、本部ダム、矢筈ダム、狩立・日ノ峯ダムについては、都市用水確保のためのダムであり、上水道の水源です。また、矢筈ダムは工業用水も確保しており、さらに本部ダム、狩立・日ノ峯ダムとともに洪水調整機能も備える多目的なダムです。これらの水環境をみると矢筈ダム、本部ダムの上流部には集落が存在し、水質の保全対策が必要です。安全な水の供給のため矢筈地区、川内地区では農業集落排水事業に取り組み、水環境の保全に努めています。

市東部においては朝日ダム、焼米溜池、永池溜池等の、白石平野を潤す水源のほかに、地域水田のかんがい用水や防災調整としての機能を有する溜池が数多く点在しています。

また、矢筈ダム、本部ダム、庭木ダム、狩立・日ノ峯ダム、焼米溜池の周辺や池ノ内ため池周辺は、レクリエーション空間として活用しています。

ため池については、農業用施設としての機能とともに、災害防止機能を維持するため、老朽化の進んだため池の整備を促進する必要があります。

■ 基本方向 ■

- 水源の水質管理のため、取水源上流の生活排水や家畜排水の適正な処理、緑化の推進、水源涵養林の保全に努めます。
- 水面の持つ「癒し」効果を十分発揮するため水質、環境の維持管理に努めると共に、レクリエーション空間として活用します。
- 老朽化の進んだため池の調査や計画的な整備を促進し、安定的な水供給の確保を図ります。

イ 河川

■ 市土利用現況 ■

本市の河川は、矢筈地区を起点として西川登町、東川登町、橘町、北方町を経て有明海へ注ぐ六角川と、山内町黒髪山を起点として山内町、武内町、若木町を経て玄界灘に注ぐ

松浦川の2つの一級河川と二級河川塩田川水系小田志川から成っています。

六角川は、河口から2.6km離れているにもかかわらず海水面と河川の水位が3～4mの高低差に過ぎず、有明海の潮位の影響を受け、その流域では大雨時に浸水被害が発生する常襲地帯でしたが、国土交通省・県での築堤等の河川改修工事や大型排水機場の建設などにより、水害対策に大きな成果をあげています。また、大雨時に河川全体の水位を下げる効果が見込める六角川洪水調整池の国の事業化を受け、今後は早期の整備を促進していきます。

松浦川については、依然として水害が発生し、農用地、公共施設等に被害が発生しています。現在も河川改修工事に着手されていますが、早い時期での完成を目指す必要があります。

県河川の改修工事については、計画的に事業が実施されています。さらに、未改修の河川については、県内他河川との重要度のバランスや災害履歴等を考慮した上で、改修などの治水事業に着手することが課題となっています。また、土砂災害発生防止のため、現地状況等を考慮した上で、砂防ダム等の設置を行っています。

水辺環境について、小規模河川を中心に都市化とともに水質が低下しつつあり、水質の保全対策は重要な課題です。原因として家庭排水によるものが大きくその適切な処理が必要です。市民の水とのふれあい、水辺環境の保全に対する意識が高まるなか、環境保全を前提に河川整備や親水施設、サイクリングロードなど、レクリエーション空間としての活用も求められています。

■ 基本方向 ■

- 六角川・松浦川については、河川改修工事を促進します。
- 六角川洪水調整池の整備を促進します。
- 河川整備や河川工事については、親水護岸など環境や水生生物の生態系に配慮した工法や親水施設の整備を促進します。
- 河川堤防をサイクリングロードや散策道路として位置づけ、レクリエーション空間として活用します。

ウ 水路

■ 市土利用現況 ■

水路のほとんどは農業用の用排水施設として設置されています。市街地近郊の農業用水路は、住宅団地の造成とともに生活排水の流入による水質の悪化、汚染が進みつつありましたが、合併浄化槽の普及とともに水質改善が進んでいます。

このように、都市的、農業的土地利用が混在する区域は、適正な排水処理対策が求められています。

■ 基本方向 ■

- 浄化槽事業の推進により水質の保全に努めます。
- 住民参加による清掃や美化運動の展開による環境保全に対する意識を高めます。

(4) 道路

■ 市土利用現況 ■

一般道路は、国道3路線（国道34号・35号・498号）43.5km、県道19路線（主要地方道・一般県道）94.8km、市道980路線610km、合計1,013路線748.3kmの道路が設置されています。

高速道路については、九州横断自動車道（長崎自動車道）、西九州自動車道の高速道路とそれに伴う武雄・北方IC、武雄南IC、嬉野ICの三つのインターチェンジが整備されるとともに高規格道路についても整備がされています。これらの高速交通体系の整備により、福岡市をはじめ西日本の諸都市との時間距離が短縮され、物流・流通などの産業経済の発展に重要な役割を担っています。

国道34号については、市街地を通過する主要な道路であり、下西山交差点から武雄北方インターチェンジまでの整備が進んでいます。また、武雄北方インターチェンジから東部の区間については、平成30年2月に北方町大崎までの区間1.4kmについて武雄バイパス開通整備が完了しました。今後、同年1月の国道34号武雄バイパス延伸計画の都市計画決定を受けた整備事業の進捗により、渋滞区域の解消が見込まれます。

佐賀県は、広域幹線道路ネットワークの整備を進めています。そのなかで、西九州自動車道と有明海沿岸道路を結ぶ広域連携軸として、国道498号の整備が重要になっています。現在の路線は、平成5年4月に国道に昇格しましたが、従来地域間を結ぶ路線であり道路幅員も十分ではありません。平成19年度から、広域連絡軸としての若木バイパスの整備が進められ、平成30年9月に若木町から伊万里市松浦町までの区間3.4kmについて若木バイパスが開通しました。

県道については、主要地方道で95.3%、一般県道で85.4%の改良率（5.5m以上）であり、県道は、地域間連絡道路として、地域経済活動を支える主要な基盤となっています。特に、多久若木線の女山峠や葬斎公園へ至る武雄白石線など難所の解消が必要であり、このうち、平成29年度に女山トンネルが開通したことにより、通行の難所であった箇所が解消されたところですが、その他の県道についても道路改良の促進など県道網の整備が必要となっています。

市道については、計画的な道路整備を推進するとともに、子どもや高齢者に配慮した道路整備、交通事故が発生しやすい箇所の点検など交通安全対策を進めています。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を進めます。また、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する必要があります。

その他生活道路については、舗装や維持、修繕工事を進め、農村環境の保全に努めます。

■ 基本方向 ■

- 南北交通連携軸の整備として国道498号の若木バイパス～北方間についての整備を促進します。
- 国道34号天神崎交差点から九州横断自動車道武雄北方インターチェンジまでの4

車線化を促進します。

- 国道34号及び国道35号の交通危険箇所及び渋滞区域の整備を促進します。
- 国道34号武雄バイパスの整備を促進します。
- 県道の整備を促進します。
- 市道・生活道路の整備を進めます。
- 生産性向上のため農、林道の整備を進めます。

(5) 宅地

ア 住宅地

■ 市土利用現況 ■

住宅地については、武雄町、朝日町及び北方町の一部において、民間による住宅団地の開発が進められています。一方で他の地域での人口は、10年間で大幅に減少し、武雄町を中心とする都市地域への人口集中が見られます。

本市の住宅開発は、民間による開発が中心であり、幹線道路沿いの宅地化などによるスプロール化が懸念されます。効率的土地利用を推進するうえで、開発が進む区域への小規模の基盤整備や住環境の保全に努める必要があります。

また、人口が減少している農山間地域において、定住条件の向上・農村環境の整備を進める必要があります。

■ 基本方向 ■

- 定住の受け皿としての住宅地については、既存宅地の有効利用を原則としながら、用途地域内の介在農地の有効利用及び市街地周辺への新たな住宅地としての土地利用の適正な誘導により必要な用地の確保を図ります。
- 農山間地域において住宅用地の確保により定住条件の整備に努めます。
- 民間が進める住宅開発については、指導や誘導を行い効率的な住宅地の形成に努めます。
- 住宅地の整備に際しては、空き家や低・未利用地を含めた既存住宅ストックの有効活用を図ります。

イ 工業用地

■ 市土利用現況 ■

本市では、西九州の交通の要衝としての地理的優位性を活かし、工業団地の整備等による企業誘致を推進し、産業の集積に努めています。

また、平成2年若木町に武雄工業団地、平成23年北方町に武雄北方インター工業団地の整備、分譲を行い、全て完売となっています。

今後の工業の振興と雇用の場を確保するために、新規企業の誘致だけでなく、既存企業の移転・拡大等、経済情勢の変化に伴う需要動向を見据えながら、新たな産業立地基盤を整備する必要があります。このため、東川登町における新工業団地整備を推進するとともに

に、市内の工場適地用地についての積極的な利用を促進する必要があります。

■ 基本方向 ■

- 交通の拠点性を活かし、新たな産業立地のため、用途指定など計画的な土地利用を伴った立地基盤を整備します。
- 新たな雇用を創出するため東川登町に新工業団地の整備を進めます。
- その他の工場適地用地について、有効活用を図ります。

ウ その他の宅地

■ 市土利用現況 ■

J R佐世保線を境に北部市街地は、商店、事務所、旅館等の宿泊施設が集積しています。北部市街地は、武雄温泉の門前町的に成長し発展してきました。本町や松原、長崎街道沿いの新町、宮野町を中心にその周辺を住宅地が囲む形で密集しています。

J R佐世保線の高架事業や武雄北部土地区画整理事業の実施により、この北部市街地と南部市街地の一体的発展が図られることとなり、今後は、都市計画道路など都市基盤の整備による効率的な北部市街地の再生をめざします。

南部市街地については、国、県等の行政機関の集積、大型商業施設、事務所の進出さらに、新たな住宅開発など市街地が拡大しています。

文化会館を中心とした文化ゾーンは、図書館・歴史資料館や武雄神社・大楠など武雄の歴史・文化の情報発信ゾーンとして、回遊性のある観光・交流ゾーンとしての機能が高まっています。また、武雄温泉保養村についても、温泉を保有する宿泊施設や県立宇宙科学館による県内外からの集客力が高まり、今後さらに自然体験・学習・宿泊が一体となった「体験&癒し」型リゾートをめざした土地利用の拡大を進める必要があります。

北方町の国道34号沿線については、商業施設が集積しています。武雄北方インターチェンジへのアクセスという交通の優位性が活用されるとさらなる発展が見込まれます。

また、山内町の国道35号沿線についても商業施設を中心に開発が進んでいます。今後は商業用地としてだけでなく、住宅用地を含めたさらなる発展が望まれます。

■ 基本方向 ■

- 市街地の中心部は武雄北部土地区画整理事業による都市基盤の整備を完了し、今後はJ R武雄温泉駅、西浦地区、松原地区、武雄温泉楼門をつなげる歩行回遊路の整備を進めます。
- 都市計画道路の整備により南北市街地の導線を確保し、市街地の一体化を実現します。
- 武雄温泉保養村については、市民・来訪者にとって憩いの場、保養の場であるとともに、体験や学習の場として保養村活用を進めます。
- 北方町の国道34号沿線については、地域密着型の魅力ある商業施設を適性に誘導します。
- 山内町の国道35号沿線の三間坂地域については、商業・住宅用地としての有効活

用に努めます。

(6) その他

ア 公用・公共用施設

■ 市土利用現況 ■

文教施設として、学校教育施設、体育施設、文化会館や図書館・歴史資料館などの社会教育施設などを配置しています。

公園・緑地等については、土地区画整理事業とともに街区公園の設置が進み、近隣公園、都市緑地、運動公園を含めた都市公園として整備しています。

また、環境衛生施設として、衛生処理場、浄水場等があり、国縣市等の官公署が多数配置されています。

■ 基本方向 ■

- 施設の整備については、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗の再生利用に配慮します。
- おつぼ山神籠石については、文化財の価値が高く保存を図るとともに、市民の憩いの場及び子ども達の学習の場とするため、史跡としての価値を高める整備を進めます。
- 生活排水対策として、公共下水道整備事業等を進めます。
- スポーツ関連施設については、公共施設等総合管理計画と連動して、施設の充実に努めます。

イ 観光・レクリエーション等施設

■ 市土利用現況 ■

本市は、「いで湯と陶芸のふる里」を観光キャッチフレーズに掲げ、観光保養都市として観光振興に努めてきました。

観光客数は、平成29年に184万9千人であり、このうち26万6千人が宿泊客です。

現在は、家族連れや小グループによる癒しを求めるための旅行者が訪れ、健全で落ち着いたのある「温泉地」のイメージが定着しており、また、近年では韓国や中国、台湾からの外国人観光客も増加しています。

武雄温泉保養村一帯は、温泉を保有する宿泊施設や県立宇宙科学館などにより、宿泊・学習・体験ゾーンとして、また、九州オルレ武雄コースとして、集客力を高めています。

スポーツレクリエーション施設としては、白岩運動公園や山内町の中央部、北方公民館周辺に整備され、スポーツ行事の拠点となっています。

その他の屋外型レクリエーション施設として、武雄町に県内唯一の自転車競技競走路(バンク)を備える武雄競輪場があり、公営競技だけでなく近隣住民の自転車スポーツ運動の場として活用しています。西川登町、若木町、北方町のゴルフ場、小動物とのふれあいや遊園地機能をもったメルヘン村などは、県内外からの集客力が高まっています。

また、自然条件や歴史などを体験できる空間として自然公園やキャンプ場、窯元などが

あり、これらの地域資源を再発掘し、活用に向け磨いていく必要があります。

住民の余暇時間の増大やゆとりある生活の実現など健康志向、体験志向、個性化志向など多様化しています。今後は住民の要望をとらえながら本市の資源である温泉や自然を生かした「体験&癒し」型リゾートの振興に向けて、エリアごとの整備方向を明確化し効率的土地利用を展開する必要があります。

■ 基本方向 ■

- 点在する観光資源のネットワーク化や地域資源を活用した観光開発を進めます。
- 自然と温泉を活かした体験型観光の推進を図ります。
- 農村空間を交流や学習の場として、陶芸・農村文化・棚田などを活用し、農村と都市との交流を進めます。
- 矢筈ダム、本部ダム、庭木ダム、狩立・日ノ峯ダム、焼米溜池周辺は憩いの空間として、市民の身近な憩い・レクリエーションの場として維持、管理に努めます。
- 白岩運動公園はスポーツレクリエーション施設の拠点として、さらなる整備を促進します。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

① 基準年次及び目標年次

計画の基準年次を2015（平成27年）年とし、目標年次を2030年（令和12年）とします。

② 目標年次における人口及び世帯数

市土の利用に関して基礎的な前提となる人口は、2030年（令和12年）においておよそ46,600人に達するものと想定します。

区 分		2015年 (平成27年) (基準年次)	2018年 (平成30年) (現況年次)	2030年 (令和12年) (目標年次)
人口	将来推計	合計	49,960	44,132
		0～14歳	6,940	5,192
		15～64歳	29,025	23,862
		65歳以上	13,995	15,078
	開発増	—	—	2,445
	合計	49,960	49,156	46,577
普通世帯数	将来推計	17,769	18,236	18,053

（資料：住民基本台帳、武雄市人口ビジョン、「国立社会保障・人口問題研究所」推計）

③ 利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とします。

④ 規模の目標設定の方法

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、利用区分別に必要な土地面積を予測して定めます。

⑤ 目標値

市土の利用の基本構想に基づく2030年（令和12年）の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分	2015年 (平成27年) (ha)	2030年 (令和12年) (ha)	2030年 /2015年 (%)	構成比(%)	
				2015年 (平成27年)	2030年 (令和12年)
農用地	3,351	3,208	95.73	17.15	16.42
農地	3,348	3,205	95.73	17.13	16.40
採草放牧地	3	3	100.00	0.02	0.02
森林	10,336	10,346	100.10	52.90	52.95
原野	—	—	—	—	—
水面・河川・水路	773	787	101.81	3.96	4.03
道路	1,017	1,032	101.47	5.20	5.28
宅地	1,176	1,270	107.99	6.02	6.50
住宅地	697	743	106.60	3.57	3.80
工業用地	113	131	115.93	0.58	0.67
その他の宅地	366	396	108.20	1.87	2.03
その他	2,887	2,897	100.35	14.77	14.82
合計	19,540	19,540	—	—	—

2 地域別の概要

地域区分は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を勘案して次の5つの地域とします。

中央平坦地域・・・武雄町、朝日町、橘町

北部地域・・・若木町、武内町

南部地域・・・東川登町、西川登町

東部地域・・・北方町

西部地域・・・山内町

地域概要は、以下のとおりです。

(1) 中央平坦地域

本地域の面積は、4,501ha（武雄町 1,936ha、朝日町 1,198ha、橘町 1,367ha）からなり本市面積の 23.03%を占めます。

土地利用の状況を見ると、森林は、多久市との境に徳連岳山地、市街地の北側の赤穂山山地、南側の御船山山地、塩田町との境は杵島山山地が、比較的ゆるやかな丘陵地帯となって、六角川及び武雄川が合流する地域に開けた白石平野西部地域を取り囲んでいます。これら森林は、水資源の涵養や災害の防備に加えて、市民に安らぎとゆとりを与えています。

農用地は、六角川、武雄川及び高橋川に沿ってまとまった水田地帯が広がり、圃場整備事業等の生産基盤の整備が完了しています。市街地東部一帯の農用地については、国道34号、国道498号、武雄北方インターチェンジへのアクセスが良好であるため、立地条件を生かした都市的土地利用が進められています。

道路は、広域高速交通網の整備が完了し、本市と大都市圏との時間距離が大幅に短縮されました。しかし、市街地内の道路は、従来どおりの幅員で狭小であり整備が急がれる状況です。

住宅地は、JR佐世保線を境に北部市街地と、土地区画整理事業によって市街地が形成された南部市街地が中心です。現在、用途地域周辺の上西山地区や永島地区において、民間による住宅開発が進んでいます。しかし、道路、排水路の整備が遅れており都市基盤等の整備を進める必要があります。

住宅地面積を反映する人口及び世帯数の集積を地区別にみると、平成20年において武雄町16,026人、世帯数5,822世帯、朝日町5,740人、世帯数1,920世帯、橘町2,779人、世帯数788世帯であったものが、平成30年においては武雄町16,549人、6,715世帯、朝日町6,101人、2,261世帯、橘町2,586人、866世帯になっています。平成20年から30年の変化をみると武雄町で人口が3.26%、世帯数では15.33%それぞれ増加、朝日町においては人口が6.29%、世帯数では17.76%それぞれ増加しています。橘町については、人口は6.94%減少しましたが、世帯数では9.9%増加しています。武雄町、朝日町について住宅地開発が進み、橘町においては大規模な水田地帯であり、住宅地への利用区分の変更が少なかったといえます。

武雄町の市街地中心部では、JR佐世保線の鉄道高架事業と武雄北部土地区画整理事業は完了し、引き続き都市計画道路の整備に取り組み、新たな市街地の形成と併せて活力あるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を図ります。さらに、九州新幹線西九州ルートの新幹線開業にあわせて駅南口の整備を進めており、観光やビジネスなど様々な分野で大きな波及効果が期待されます。

南部市街地は、大型商業施設の立地など本市内外から集客力が高まっています。公共・公益施設等についても南部地区に集積され、国・県の出先機関、文化会館、図書館・歴史資料館、武雄温泉保養村においては県立宇宙科学館など佐賀県西部における行政・文化、広域観光の中心都市としてさらに拠点性の向上を図る必要があります。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとします。

- ① 大規模農用地については、生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、土地利用型作物の振興を進めます。
- ② 森林については、市街地の周辺にある御船山、桜山、柏岳などその景観の保全に努めるとともに、市民が自然を体験できる里山の活用を進めます。
- ③ 武雄温泉保養村については、市民・来訪者にとって憩いの場、保養の場であるとともに、体験や学習ができる保養村活用を進めます。

- ④ 住宅用地の供給として、用途地域内の介在農地の有効利用や、用途地域周辺での住宅地開発を促進するとともに、用途地域の指定を見直し、開発と保全に努めます。さらに、低・未利用地や空き家の有効利用等により、地域の活性化と土地利用の効率化を図ります。
- ⑤ 市街地の中心部は、九州新幹線西九州ルート of 暫定開業に伴う駅南口の整備など都市基盤の整備を推進し、魅力的な市街地の形成に努めます。
- ⑥ 平成7年度に完了した富岡地区区画整理事業区域の東部に位置する武雄東部地区は、住宅開発などと調整を図り、時代の要請に応じた産業誘致を進めるための立地基盤の整備を推進し、雇用の場の確保に努めます。また、制限湛水位 T. P+4.5m を下回る区域の整備を行う場合は、適正な内水対策の誘導を図ります。
- ⑦ 市街地の形成にあたっては J R 武雄温泉駅、西浦地区、松原地区、武雄温泉楼門をつなげる歩行回遊路の整備を進めます。
- ⑧ 東西の連携軸である国道34号・35号の整備を促進するとともに、中心市街地における都市計画道路の整備を進め、南北市街地の導線を確保することにより北部市街地の再生を図ります。
- ⑨ おつば山神籠石については、文化財の価値が高く保存を図るとともに、市民の憩いの場及び子ども達の学習の場とするため、史跡としてその価値を高めるための整備に努めます。
- ⑩ 白岩運動公園はスポーツレクリエーション施設の拠点として、さらなる整備を促進します。

(2) 北部地域

本地域は、総面積 4,705ha (若木町 2,225ha、武内町 2,480ha) からなり本市面積の 24.08% を占めます。

この地域は森林に囲まれた農村地帯であり、自然に恵まれ、健康づくり、自然体験・学習などレクリエーション空間としての土地利用が期待できる地域です。

若木町の八幡岳を中心とする一帯は、県立八幡岳自然公園の指定を受け山頂部は特別地域です。この八幡岳山地の一角に教育キャンプ場の眉山があり、青少年の宿泊体験の拠点として整備されています。また、この一帯は、棚田が形成され農村景観の優れた地域ですが、農業就業者の高齢化とともに遊休農地や荒廃地が目立つようになり、災害発生防止の面からも保全の必要があります。

武内町は、松浦川、烏海川の流域に宅地や農用地が広がり、圃場整備等による農業生産基盤が整っています。その中心を流れる松浦川については、大雨時には溢水し災害が発生する河川です。平成14年度から河川改修が進められており、災害発生防止に効果が上がることが期待されます。

この地域の人口と世帯数は、平成20年において若木町 1,947 人、世帯数 541 世帯、武内町 2,692 人、世帯数 770 世帯であったものが、平成30年においては若木町 1,643 人、世帯

数 549 世帯、武内町 2,391 人、世帯数 753 世帯になっています。

この 10 年間での変化を見ると若木町の人口は 15.61%減少し、世帯数で 1.47%増加、武内町においては人口が 11.18%、世帯数では 2.20%それぞれ減少しています。

平成 2 年若木町に武雄工業団地が整備され、工場の誘致を進めましたが、本地域への人口増加までは波及しませんでした。しかし、国道 498 号の若木バイパス開通、県道多久・若木線の女山トンネル開通による通行難所の解消にともない、人の流れの拡大や定住条件の整備が期待されます。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとします。

- ① 健全な農業生産活動、市土の保全、保水力の向上、良好な景観の形成など多面的な機能が十分発揮されるよう農地の保全に努めます。
- ② 農用地を交流や学習の場として活用し、土や農業とのかかわりを持てる交流社会を創出するための条件整備を進めます。
- ③ 八幡岳自然公園・眉山キャンプ場・川古の大楠公園・竹古場キルンの森公園など地域資源や棚田を生かした自然農業体験の推進など活用を進めます。
- ④ 本部ダム上流はダム水源として、森林の水源涵養機能が十分発揮できるよう引き続き維持管理に努めます。
- ⑤ 若木町、武内町を流れる一級河川松浦川を改修し、災害から生産基盤や地域住民の生命、財産を守り、安全な農村環境の整備に努めます。
- ⑥ 農道・林道の生産基盤の整備を促進し、農林業の生産性の向上を図ります。
- ⑦ 都市等からの移住や「二地域居住」など人の流れの拡大を図ります。

(3) 南部地域

本地域は、総面積 3,522ha（東川登町 1,721ha、西川登町 1,801ha）からなり本市面積の 18.02%を占めます。

本地域の中心部を六角川が流れ、その両岸に沿って農用地が形成されています。また、二級河川塩田川水系小田志川に沿ってまとまった農用地があり、そのほとんどで圃場整備が実施されています。その平野周辺を北側に神六山山地、御船山山地、南側には虚空蔵山山地、潮見山丘陵が囲む地形になっています。

このような地形を利用し、森林については、スギ・ヒノキの人工林率が高く植林が進んでいます。また、丘陵地ではゴルフ場や遊園地などのレクリエーション施設が建設され、県内外からの集客力が高まっています。

農産物では、茶園としての基盤が整備され特産品として産地化されています。

この地域の人口と世帯数は、平成 20 年において東川登町 2,579 人、世帯数 754 世帯、西川登町 2,201 人、世帯数 589 世帯であったものが、平成 30 年においては東川登町 2,165 人、世帯数 753 世帯、西川登町 1,809 人、世帯数 585 世帯になっています。

この 10 年間での変化を見ると東川登町の人口は 16.05%、世帯数は 0.14%いずれも減少

し、西川登町でも人口は 17.81%、世帯数で 0.68%といずれも減少しており、雇用の場の創出など定住化へ向けた対応が必要です。

この地域の特色として、古くから窯業や竹細工などの伝統的な産業が発展し、本市を代表する伝統技術になっています。

また、高速自動車道（長崎自動車道）嬉野インターチェンジ、西九州自動車道武雄南インターチェンジがあり、西九州における高速道路の分岐点になっています。メルヘン村、ゴルフ場などの立ち寄り施設などの地域資源にも恵まれ、観光地として、さらに製造業をはじめとする産業導入のための適地として工場立地の可能性が高い地域です。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとします。

- ① 都市と農村の交流を図るため、本地域の特産であるイチゴや茶などを中心にふれあいを通じた多様な交流型農業を推進します。
- ② 矢筈ダムや庭木ダムの水源涵養機能を高めるため森林の育成に努めます。また、ダム周辺は憩いの空間として、市民の身近な観光・レクリエーションの場として維持、管理に努めます。
- ③ 袴野地区に工業団地を整備し、さらなる雇用の拡大に向け企業の誘致を進めます。
- ④ 永野地区の新幹線工事に伴う残土処分場について、土地利用の有効活用に努めます。

（４）東部地域

本地域（北方町）は、総面積 2,725ha からなり本市面積の 13.95%を占めます。

本地域の北部は、鬼ノ鼻山と徳蓮岳を結ぶ標高 100m前後の、連立する複雑な傾斜を有する山林地帯となっており、南は杵島山が、比較的ゆるやかな傾斜を形成しています。中央の平坦部を挟むこの南北の山間山麓地域は、主に樹園地として活用されています。中央部には感潮河川である一級河川六角川が西から東へ蛇行しながら流下し、沿岸一帯は平坦で肥沃な水田地帯として農業の生産基盤をなし、佐賀平野と連なっています。低平地で、雨期の水害が常習化しており、排水機場の整備はなされているものの、遊水対策は長年の課題となっているため、調整機能の確保に努める必要があります。

この地域の人口と世帯数は、平成 20 年において 8,322 人、世帯数 2,838 世帯であったものが、平成 30 年においては 7,366 人、世帯数 2,810 世帯になっています。

この 10 年間での変化を見ると人口は 11.48%、世帯数は 0.99%といずれも減少しています。近年、市道北方中央線沿線において、民間による住宅開発が進められていますが、排水対策に努めつつ、良質で低廉な住宅等の供給など定住条件の整備を進め、生産年齢人口の流出に歯止めをかける対応が必要です。

この地域は、国道 34 号と国道 34 号武雄バイパス、J R 佐世保線、さらに六角川を挟んで南部には県道武雄福富線が東西に併走しています。国道を起点として放射状に県道武雄多久線、国道 498 号が走り、また、長崎自動車道の武雄北方インターチェンジがあり交通の要衝となっています。国道 498 号をアクセス道路として、武雄北方インター工業団地を整

備しており、この交通網を十分に活かすことによって、流通産業等の企業誘致の可能性が高い地域です。

国道34号沿いは、飲食店や販売店等の商業施設が豊富で、より良い整備が求められるなど、武雄市の東の入口として期待されています。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとします。

- ① 国道34号沿線については、市内の商工団体及び既存の商店などと連携を図りながら地域密着型商業施設の発展が図れるよう整備を進めます。また、交通危険箇所及び渋滞区域については安全確保ができるよう整備に努めます。
- ② 街並みの形成、整備に向け、国道34号武雄バイパス延伸事業の促進を図ります。
- ③ 道路網を活かし、雇用の確保にもつながる企業誘致を促進します。
- ④ 水田、果樹園等、地域に沿った農業を支援し、他産業との共栄を図りながら、豊かな自然環境を維持するとともに生産条件整備等に努めます。
- ⑤ 市道北方中央線北側の区域については、排水対策に努めながら、住宅地としての活用を中心に街並み形成を図ります。
- ⑥ きたがた四季の丘公園、北方運動公園、大渡農村公園等について、誰もが憩いの場として利用できるよう、レクリエーション空間の健全な維持、管理に努めます。

(5) 西部地域

本地域(山内町)は、総面積4,087haからなり本市面積の20.92%を占め、一級河川松浦川の最上流に位置し源流をなしています。

本地域北部の下流域を除く殆どは北西に黒髪山、青螺山、黒岳山系が連なり、南に神六山、岡方山系が取り囲んだ状態でありこの山々が各水系との分水嶺になっています。

地勢的には、黒髪山系に急峻な地形が多く、本地域は盆地状で周囲からの山々が入り込み、自然丘陵地的形成となっており、地域の総面積の内、農用地面積9.08km²、農用地率22%で森林全体が54%を占める農山村です。占有率の多い森林の利用が多くなるため、林地の放置林化を防止し、保全、育成を図りながら均衡のある利用調整を図る必要があります。

この地域の人口と世帯数は、平成20年において9,540人、世帯数2,884世帯であったものが、平成30年においては8,546人、世帯数2,944世帯になっています。

この10年間での変化を見ると人口は10.41%減少に対し、世帯数は2.09%増加しており、変動なく雇用の場の創出など定住化へ向けた対応が必要です。

国道35号沿線は、商業施設を中心に開発が進んでおり、今後は商業用地としてだけでなく、住宅用地を含めたさらなる発展が望まれます。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとします。

- ① 農業の高能率生産団地の育成を図るため、優良農地の確保に努め、畜産を含む各作目生産団地育成と生産性の向上を図ります。

- ② 一級河川松浦川の最上流部に位置し、森林は重要な水源であるため、林地の放置林化を防止し、保全、育成を図りながら水源の確保とともに均衡のある利用調整を図ります。
- ③ 黒髪山自然公園・乳待坊公園・山内中央公園・神六山公園など豊かな地域資源を効率的に利用しながら景観を保全し、自然環境が確保された土地利用の推進を図ります。
- ④ 国道35号は交通危険箇所の安全性確保の整備を促進するとともに、市中心部に通じる区間の改修計画を進めます。
- ⑤ 国道35号沿線の三間坂地域については、商業・住宅用地としての有効活用に努めます。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

市土の利用目的に応じた区分ごとの目標及びその地域別の概要に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法及びこれらに関する土地利用関係法令などの適切な運用と、これに基づく土地利用に関する諸計画の充実を図ること及び土地利用の総合的かつ計画的な調整の推進により、適正な土地利用の確保と市土資源の適切な管理を図ります。

また、地価動向の的確な把握や土地取引の規制に関する措置など国土利用計画法の適切な運用を図ります。

(3) 市土の保全と安全性の確保

ア 市土の自然的、社会的環境の保全、文化的遺産の保護を図るため、本市区域内で計画される全ての開発行為に対する指導の充実・強化を図ります。特に大規模な開発については、自然環境、社会環境の維持保全に留意し、環境影響評価の実施などを行うなど、無秩序な開発を制限するとともに、適正な開発になるように指導の強化・充実を図ります。さらに、小規模な土地開発については「武雄市土地開発行為に関する災害防止条例」などを通じ、安全性の確保に努めます。

イ 本市は、地形的に崖崩れや地すべりや大雨時には宅地等への浸水被害などの自然災害が発生しやすい地区が存在しています。このため、保安林の整備・保全対策及び治水対策を講じるとともに、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行い、安全で適正な土地利用の誘導を図ります。

また、ライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図ります。

ウ 中心市街地は、土地区画整理事業の都市基盤整備を完了し、今後は、都市計画道路の整備や適切な排水処理対策により、居住環境の向上を図ります。

エ 指定されている史跡、天然記念物、重要文化財の保存に努めます。特に、埋蔵文化財については、開発との調整を徹底し保護に努めます。

貴重な遺跡については、歴史教材として活用を図ります。

(4) 持続可能な市土の管理

- ア 地域の状況に応じ、行政、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進します。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行います。生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる地域においては、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等と周辺地域とを公共交通などのネットワークでつなぐ取り組みを進めます。
- イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、市土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて、農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や、農地中間管理機構等を活用した農地の集約化を推進します。
- ウ 持続可能な森林管理のため、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進めます。
- エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。
- オ 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根差し、自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。
- また、歴史的風土の保全を図るため、必要に応じて開発行為等の規制に努めます。

(5) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ア 野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図ります。また、自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。
- イ 原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取り組みを促進させる仕組みを検討します。
- ウ 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握し、保全を進めます。
- エ ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図ります。さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進めます。
- オ 市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による市民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。
- カ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユーズ）、再

生利用（リサイクル）の3Rを一層進め、持続可能な資源利用を推進します。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

（6）土地の有効利用の促進

- ア 市土における低・未利用地及び空き家等を含む既存ストック等の有効利用を図ります。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングを行うとともに、居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等への改修など利活用を推進します。
- イ 道路については、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による良好な道路景観の形成を図ります。
- ウ 工業用地については、高度情報通信インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図ります。

（7）土地利用転換の適正化

- ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、自然災害の影響その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加しており、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制します。
- イ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。
- ウ 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域、または混在が予測される地域においては、総合的かつ一体的な土地利用などにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じる恐れがある地域において、土地利用関連制度的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

（8）市土に関する調査の推進

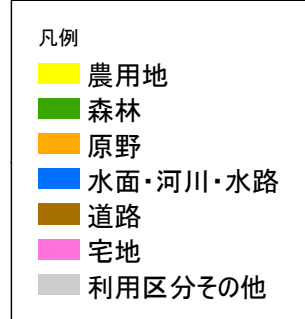
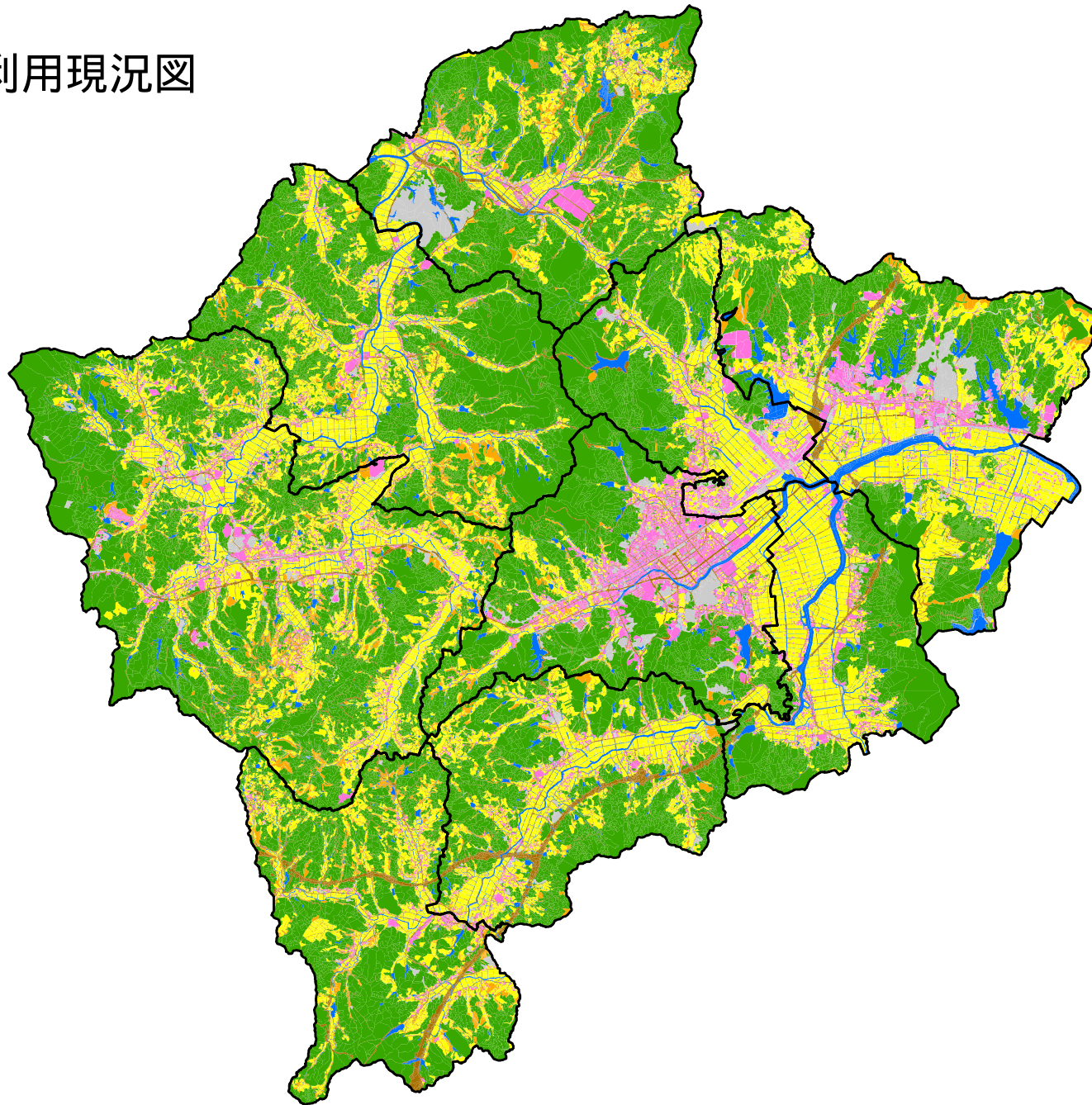
市土の適切な利用を図るため、必要に応じて科学的かつ総合的な調査と実態の把握を行うとともに、土地に関する情報の整理、土地取引の状況並びに自然環境などの基礎的調査を実施します。

また、市民の市土への理解を促し、計画の総合性と実効性を高めるため調査結果の普及や啓発を図ります。

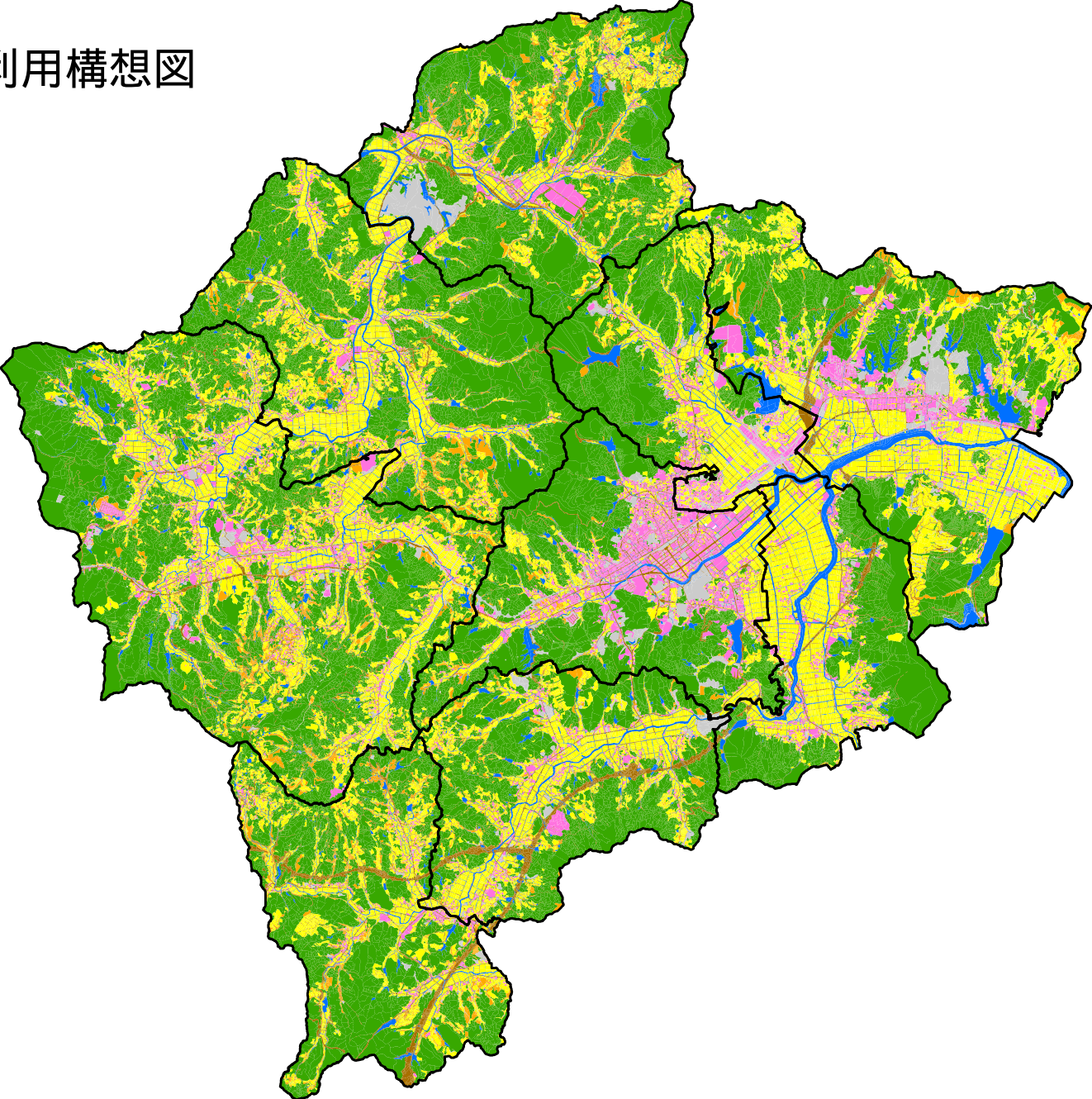
(9) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、市土利用を取り巻く状況や市土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

土地利用現況図



土地利用構想図



- 凡例
- 農用地
 - 森林
 - 原野
 - 水面・河川・水路
 - 道路
 - 宅地
 - 利用区分その他